

## 福祉・介護職員への給付金

6月12日、国の第2次補正予算が成立し、その中に盛り込まれていた介護・障害福祉の現場を支える職員への給付金についても正式に決定されました。

これは「慰労金」の名目で、新型コロナの感染者が発生した、あるいは濃厚接触者に対応した事業所の職員には20万円、**感染者・濃厚接触者がいない事業所で働く職員には5万円**が支給されるというものです。

以下、現在わかっている範囲での情報です。

対象となる事業所は、介護分野では「介護保険の全サービス、有料老人ホーム、サ高住、養護、軽費」、障害分野では「総合支援法、児童福祉法による障害福祉の全サービス」となっています。

支給対象職員は「対象施設・事業所に勤務し利用者と接する職員」とされており、**職種や正規・非正規を問わない**こととなります。（日常的に利用者と接するのであれば、事務職員やケアマネ等も該当すると考えられます）

ただし、「当該都道府県で新型コロナ感染者の1例目が発生した日から6月30日までの間に、**10日以上勤務した職員**」という条件が示されました。複数事業所を掛け持ちで勤めている場合は合算で見ますが、1人につき1回限りの支給となります。

また、この給付金は「非課税所得」として扱うこと、社会保険の扶養判定などにも影響のないものとされるということです。

給付金は全額国費で実施されますが、事業実施は都道府県ごとになります。まだどういった形で申請をするのかが明らかになっていませんので、今後、県からの案内をお待ちいただきたいと思います。

## 残業代の計算方法は適切ですか？ ⑥

前回は、残業時間の端数処理についてお伝えしました。「そうは言っても1分単位でなどとても管理してられないよ」という法人・事業所の声もお聞きしますし、タイムカードの数字が必ずしも実態と一致しないという現状もあることと思います。

どのような勤務時間管理・残業管理が望ましいかについては次回からの連載に回すこととして、今回は未払い残業の問題を考えてみたいと思います。

この連載の初回（vol. 52）で書いたように、本年4月に民法が改正され、賃金債権の時効期間が「**本則では5年、当分の間は3年**」となりました。（これまでは2年）

たとえば、一人につき一日10分の未払いがあったとしたとき、1ヶ月（20日勤務）で200分（＝3時間20分）、残業代の単価が1,500円だとすれば一月に5,000円。その3年分（36ヶ月）で計18万円になります。

同様の未払いがあった職員が30人いれば、540万円もの支払いが必要になる計算です。

たかが一日10分のことと安易に考えていると、とんでもない金額を支出しなければならなくなる恐れがあり、事業所の経営にも甚大な影響を及ぼします。前回・前々回で見たように、残業代の単価設定や端数処理を誤っていれば、それをすべて遡って計算し直して…という膨大な手間も生じてしまいます。

時効が2年から3年に延長されたことで、ますますそういったリスクが大きくなってきます。まずは適切な残業代の計算方法を理解しておくこと、そして労働時間管理の適正化を図っていくことが必要です。

このテーマは終わります

## セミナーも開催したいところですが…

長野県内では新型コロナの感染状況も落ち着いており、人の動きもかなり活発になってきたように感じます。会議や研修会の事業も少しずつ再開され、当事務所でも今年のセミナー開催をどうすべきか、頭を悩ませております。いつごろ、どういう形の開催なら安心なのか、もうしばらく様子を見て考えたいと思いますので、ご了承ください。

### 【編集・発行】

杉山社会保険労務士事務所 代表 杉山逸人

TEL : 026-217-3152 FAX : 026-217-3153

URL : <http://www.sugiyama-sr.net/>

Mail : [mail@sugiyama-sr.net](mailto:mail@sugiyama-sr.net)